

【裁判例紹介】 退職者に対する海外研修費用返還請求の可否

#### 【裁判例紹介】

- ② 定年後再雇用者の基本給・賞与に関する 最高裁判決
- 3 【裁判例紹介】 トランスジェンダー従業員と職場環境配慮義務

#### 【裁判例紹介】

4 精神障害発覚による退職勧奨が人格的利益を 損なうものとして違法とされた事件

ご紹介 マミナー及び執筆のご紹介

#### 【裁判例紹介】

#### 退職者に対する海外研修費用返還請求の可否

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構事件 (東京地判令和3年12月2日、労働経済判例速報2487号3頁)

#### 細川 慈子 Aiko Hosokawa

中村 信太朗 Shintaro Nakamura





Profile

- 【Point】・海外研修費用について元従業員との間で締結していた条件付き金銭消費貸借契約が 労基法 16条に反し無効とされ、当該費用の返還請求が認められなかった事例
  - ・海外研修・留学費用を会社が負担し、その後一定期間内の従業員の自己都合退職時 に返還を求める場合、研修・留学の内容が業務性を帯びていないか検討が必要

#### 【事案の概要】

X (原告:独立行政法人製品評価技術基盤 機構)は、当時 X の一部門であった化学物質 管理センター1(「化学センター」)に勤務し ていた職員 Y(被告)を X の長期派遣制度に より米国環境保護局(「EPA」)に研修 (「本件研修」) のため当初 1 年間の予定で 派遣しました。Y の研修費用 (「本件研修費 用」) はX が負担しました。Y は、本件研修 に参加する際と、当初の研修期間を 1 年間延 長する際に、それぞれ、「研修の期間の末日 の翌日から起算した職員としての在職期間が 60月(5年)に達するまでの期間に自己都合 により退職した場合、機構が支出した総額に 相当する金額又は一部を返還すること。」な どを内容とする誓約書(「本件誓約書」)に 署名押印の上、Xに提出しました。

本件研修終了後、Y は X の職務に復帰しま したが、3年9か月後に自己都合により退職し たため、X は、本件誓約書に基づき Y との間 で条件付き金銭消費貸借契約(「本件消費貸 借契約」)が成立していると主張し、Y に対 して本件研修費用のうち、未返済の 1141 万 3100 円を5年で按分し本件研修終了後の在職 期間に相当する分を控除した285万3275円に つき返還を求めて提訴しました。

本件では、特に本件消費貸借契約が「使用 者は、労働契約の不履行について違約金を定 め、又は損害賠償額を予定する契約をしては ならない。」と定める労基法 16 条に反し無効 か否かが争点となりました。

#### 【判断の概要】

本判決は、Y に労基法が適用されることを 前提として2、以下で紹介するとおり、本件消 費貸借契約は労基法 16条に違反し無効である と判断しました。

まず本判決は、労基法 16条の趣旨は、労働 者の自由意思を不当に拘束して労働関係の継 続を強要することを禁止する点にあることか ら、本件でも、本件消費貸借契約の前提とな る本件研修の実態等を考慮し、本件研修が業 務性を有しその費用を X が負担すべきもので あるか、本件消費貸借契約に係る合意が労働 者である Y の自由意思を不当に拘束し労働関 係の継続を強要するものか否かといった実質 的な見地から、個別、具体的に判断すべきも のと解すべきであると述べ、本件研修の経 緯、目的、内容及び有用性を検討しました。

本判決は、本件研修は、形式的には Y の独 自の調査研究と X に対する報告を主としてい たものの、実態としてはこれにとどまらず、 X 等の関係機関からの頻繁な調査研究依頼に 対応して化学物理管理に関する EPA の情報を 調査・報告したり、化学センターが所管する 化審法の改正等の情報を米国内の会議で紹介 したりしていたという事実を認定しました。 そして、その内容は、X や X の所轄庁である 経産省等の業務に密接にかかわり、X の職員 としての業務性も相当程度帯びていたものと 認められると判示しました。また、本件研修 の有用性について、X における Y の業務内容 と深く関係する一方で、化学センターや経産 省における公共政策に関わる非常に専門的な 分野の経験であるため、X や関係省庁以外の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

<sup>1</sup> 主に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(「化審法」)に関する施行支援業務(審査関連業務、届出関連業務等) を取り扱う部門でした。なお、Xを所管する省庁は経産省であり、Xと経済省との間では人事上の交流が頻繁に行われており、 また、化学センターの業務は、化審法等を所管する経産省製造産業局化学物質管理課の業務と密接に関連していました。

 $<sup>^2</sup>$  Y は、X の職員として採用されたことで国家公務員(一般職)の身分を付与されていましたが、X は、本件消費貸借契約を締 結した当時は特定独立行政法人であったことから、その職員について、国家公務員(一般職)に属する職員に対する労基法の 適用除外について定めた国家公務員法附則16条は適用されず、Yには労基法が適用されると判断されました。

職場や化学物質管理に関する業務以外の業務 分野における汎用的な有用性を必ずしも有し なかったと判示しました。

本判決は、本件研修は、主として X の業務 として実施されたと評価するのが相当であり、本件研修費用も本来的に使用者である X が負担すべきものだったと評価しました。その上で、本件消費貸借契約は、本件研修終了 後 5 年以内に Y が X を自己都合退職した場合に、本来 X において負担すべき本件研修費用の全部又は一部の返還債務を Y に負わせることで、Y に一定期間の X への勤務継続を対して、Y に一定期間の X への勤務継続を対してあるという実質を有するものであり、労働者である Y の自由な退職意思を不当に拘束して労働関係の継続を強要するものといわざるを得ないから、労基法 16 条に違反し無効であると結論付けました。

#### 【検討・コメント】

従業員の社費留学・研修制度を設けている 企業においては、労働者が留学・研修後すぐ に転職して使用者の費用支出が無駄になるの を防ぐために、一定期間勤務を続けなければ 費用返還を義務づける旨の社内規則等を定め たり、誓約書を取得したりすることがよく見 受けられます。しかし、そのような定めは労 働契約への不当な拘束を禁止する労基法 16条 に違反すると従業員から争われ、退職時に費 用返還を拒まれることがあります。

従来の裁判例は、海外留学・研修の費用について、本来使用者が負担すべきものであるか、労働者が負担すべきものであるかを検討して労基法 16条に違反するか否かを判断しています。具体的には、裁判例では、①研修・留学費用に関する労働契約と区別した金銭消費貸借契約の有無3、②研修・留学参加の任意性・自発性、③研修・留学の業務性の程度4、④返還免除基準の合理性5、⑤返済額・方式の

合理性等が総合的に判断され、これらの要素 のうち、特に③の業務性の判断が重視される 傾向にあります<sup>6</sup>。

本判決も、このような従来の裁判例と同様 の判断枠組みを用いています。その上で、本 判決は、本件研修の内容が X や X の所轄庁の 業務との関連性が強く、かつ Y 個人の利益性 が弱いことに着目し、本件研修の業務性を肯 定しました。近時のみずほ証券事件(東京地 判令和3年2月10日労判1246号82頁)や 大成建設事件(東京地判令和4年4月20日労 判 1295 号 73 頁) が、社内制度を用いた海外 の MBA や大学院への留学につき、応募や研 修テーマが労働者の意思に委ねられており、 かつ勤務先以外でも通用する汎用的な経験や 資格を得ることができるため、業務性を有す るものではないと判示しているのに対して、 本判決は海外研修の業務性がより強く認めら れる事案であるため、本判決の判断は妥当と いえます。

本判決のように海外研修等の費用について 一定期間勤務した場合に返還義務を免除する 旨の社内制度が、労基法 16 条違反により無効 とされるリスクを避けるためには、研修内容 と担当業務との関連性(研修内容に関する労 働者の自由意思の有無、研修中の業務命令の 有無等)や個人としての利益性(汎用性があ る研修内容か否か)の観点から対応に留意す る必要があります7。派遣対象となる従業員と の間の誓約書等には、会社が負担する海外留 学等の費用は条件付き金銭消費貸借契約であ ることを明記し、勤続期間に応じた返済額の 低減等・返還免除などの合理的な仕組みを定 めておくことのほか、海外留学・研修中に は、当該従業員に海外研修等に関連した業務 を依頼することは避けるといった対応も重要 と考えられます。

以上

#### 記事一覧に戻る

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 新日本証券事件(東京地判平成 10 年 9 月 25 日労判 746 号 7 頁)は、留学費用返還請求の根拠が就業規則であることを労基 法 16 条違反の理由に挙げました。

<sup>4</sup> 海外研修や留学の経緯・内容に照らし、①企業の業務との関連性が強く労働者個人としての利益性が弱い場合と②業務性が弱く個人の利益性が強い場合に分けられることになります(水町勇一郎「労働法」(有斐閣 第9版)189頁)。

<sup>5</sup> 公務員については、平成 18 年に立法によって合理的返還方式の下、返還義務を認める制度が導入されました。「国家公務員の留学費用の償還に関する法律」(「償還法」)では、留学終了後 5 年以内に自主的に退職した公務員に留学費用償還義務を課していますが、償還額については留学終了後の在職期間に応じて比例的に逓減する方式が採用されています。

<sup>6</sup> 荒木尚志「労働法[第5版]」(有斐閣 第5版)80頁。

<sup>7</sup> 明治生命保険事件(東京地判平成 16 年 1 月 26 日労判 872 号 46 頁)や野村證券事件(東京地判平成 14 年 4 月 16 日労判 827 号 40 頁)は、留学先の研究テーマや科目選択については労働者の自由意思であり、MBA 資格が汎用的な直接担当業務に必要なものではないことから、留学の業務性を否定し、使用者から留学費用返還請求を認容しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

#### 【裁判例紹介】

#### 定年後再雇用者の基本給・賞与に関する最高裁判決

定年退職時の基本給の 60%を下回る部分について、不合理性を認め た原審に違法があるとされた事案

> - 名古屋自動車学校事件 (最一小判令和5年7月20日、ジュリスト1589号4頁)

′小寺 美帆 Miho Kodera



Profile



南 みな子 Minako Minami



Profile

# 【Point】・定年前の無期契約労働者と定年後再雇用の有期契約労働者との間の基本給・賞与の相違のうち定年退職時の基本給の 60%を下回る部分について、旧労働契約法 20 条 (現パート・有期雇用労働法 8 条)にいう「不合理」性を認めた原審の判断に違法があるとされた事例

・本判決は、基本給・賞与の相違が「不合理」か否かについて結論を示したものではないため、本件の差戻審の判断や再度上告された場合の最高裁の判断、その他の裁判例の状況を確認し、慎重な検討が必要

#### 【事案の概要】

Xらは、自動車学校を経営するYを60歳で定年退職後、Yと嘱託職員として有期労働契約を締結しました。定年退職時の基本給は、X1は月額18万1640円、X2は月額16万7250円でしたが、再雇用後はいずれも月額7~8万円程度となりました。また、Xらは、定年退職前3年間は1回当たり22~23万円程度の賞与を年2回支給されていましたが、再雇用後は1回当たり7~10万円程度の嘱託職員一時金を年2回支給されるようになりました。なお、Xらは、再雇用後、老齢厚生年金及び高年齢雇用継続基本給付金を受給していました。

原審(名古屋高判令和 4 年 3 月 25 日 LEX/DB25592145)は X らの基本給及び嘱託 職員一時金の算定基礎となる基本給が X らの 定年退職時の基本給の 60%を下回る部分につ いて、不合理性を認め、60%で計算した金額 との差額相当額の損害賠償の支払を命じたた め、Y が上告しました。

#### 【判断の概要】

最高裁は、正職員の基本給につき、勤続年数に応じて額が定められる<u>勤続給</u>の性質のみでなく、職務の内容に応じて額が定められる職務給の性質をも有するとみる余地があるが、他方で、役付手当の支給額は明らかではないこと、正職員の基本給には功績給も含まれていることなどに照らすと、その基本給は散務遂行能力に応じて額が定められる職能給の性質を有するとみる余地もあるとしまれた。また、嘱託職員は定年退職後再雇用された者で、役職に就くことが想定されていないことに加え、その基本給が正職員の基本給と

は異なる基準の下で支給され、勤続年数に応じて増額されることもなかったこと等からすると、嘱託職員と正職員の基本給は異なる性質や支給の目的を有するものとみるべきとしました。

そして、基本給の相違の不合理性を認めた 原審について、嘱託職員の基本給の性質及び 支給の目的を何ら検討していなかったこと、 労使交渉の結果に着目するにとどまり、労使 交渉の具体的な経緯を勘案していないことを 理由に破棄差戻しとしました。

また、最高裁は、嘱託職員一時金について、正社員の賞与と異なる基準ではあるが、 正社員の賞与と同時期に支給され、これに代 替すると位置づけられていたということがで きるとした上で、賞与と嘱託職員一時金の相 違の不合理性を認めた原審について、基本給 と同様の理由により破棄差戻しとしました。

#### 【検討・コメント】

本判決は、定年後再雇用者の基本給・賞与について、定年退職時の基本給の 60%を下回る部分に不合理性を認めた原審に違法があるとされた事案です。もっとも、基本給・賞与の相違の不合理性につき結論を出したものではありません。したがって、定年後再雇用者の基本給、賞与等の金額の見直しを検討する場合、本件の差戻審の判断や再度上告された場合の最高裁の判断等も確認した上で慎重に検討することが望ましいと考えられますが、以下の点は参考になると考えます。

まず、本判決は、労使交渉に関する事情を 旧労契法 20 条にいう「その他の事情」として 考慮するに当たっては、労働条件に係る合意 の有無や内容といった労使交渉の結果のみな

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

らず、その具体的な経緯をも勘案すべきとしています。そのため、労使交渉の経緯が訴訟において判断の基礎とされることを前提に、丁寧な労使交渉を行い、記録に残すことが重要です。その際、正社員組合が正社員の利益のために非正規労働者との大きな待遇差を容認する等、少数者への差別を生み出さないよう、定年後再雇用者の意見も反映されるような仕組みを作ることも考えられます。

また、本判決は、本事案において「嘱託職 員の基本給は、正社員の基本給とは異なる性 質や支給の目的を有する」と述べています。 確かに、一般論としても、定年後再雇用は、 公的年金の受給開始年齢の引き上げに対応し て年金の空白期間を埋めるべく事業主に義務 付けられたこと、高年齢雇用継続基本給付金 等の支給もあることなどから、その基本給等 の性質や支給目的はこういった公的制度と関 連するものと整理することもできそうです。 一方で、定年後再雇用者の給与の性質を純粋 な「職能給」や「職務給」と説明すると、原 則としてその職業経験、能力や職務内容に応 じた支給が必要になるように思われます。こ のように、労働条件の相違の合理性の説明に 当たっては、賃金の性質の決定が重要となっ てくると考えられ、今後の裁判例の動向等を 注視して慎重に検討していく必要がありま す。

以上

#### 記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

### 【裁判例紹介】 トランスジェンダー従業員と職場環境配慮義務

- 経産省トランスジェンダー事件 (最三小判令和5年7月11日、ジュリスト1593号86頁)

#### 山本 大輔 Daisuke Yamamoto



Profile

- 【Point】・トランスジェンダー従業員が自己の性自認に従ったトイレを自由に使用することを 認めなかった人事院の判定が違法とされた事例
  - ・トランスジェンダー従業員が自己の性自認に従ったトイレを自由に使用することを 会社に要望した場合、本判決が挙げた事実の要素を検討する必要がある

#### 【事案の概要】

X は経済産業省で勤務する国家公務員であ り、生物学的性別が男性、性自認が女性のト ランスジェンダーです。X は女性ホルモンの 投与を開始し、入省後に性同一性障害の診断 を受け、女性として私生活を送っていたとこ ろ、平成21年に上司に女性としての勤務を求 めたことを受けて、X が了承した上で、平成 22年7月にXが執務する部署の同僚に対して X の性同一性障害について説明会が開かれ、 翌週から X の執務室がある階から 2 階以上離 れた女性トイレの使用を認められました。平 成25年12月に、Xは国家公務員法86条の規 定に基づき、人事院に対して、女性トイレの 自由な使用等を内容とする行政措置要求をし ました。平成27年5月に人事院がいずれの要 求も認めないとの判定(本件判定)をしたた め、X は同年に本件判定の取消し等を求める 訴訟を東京地裁に提起しました。

一審 (東京地判令和元年 12 月 12 日判タ 1479 号 121 頁) は、本件判定のうち女性トイレ使用を制限した部分に裁量権の逸脱・濫用があり違法であるとして取り消しました。

原審(東京高判令和3年5月27日判時2528 号16頁)は、本件判定のうち女性トイレ使用 を制限した部分は、全職員にとっての適切な 職場環境を構築する責任を果たすための対応 であったから違法ではないとして、Xの請求 を乗却したため、Xが上告しました。

#### 【判断の概要】

最高裁は、本件において国家公務員法 86条の行政措置要求に対する人事院の判定が違法かどうかを判断するに当たっては、経済産業省の庁舎内での X の女性トイレ使用に関して、職員間の公平を確保し、能率の発揮等をさせながら、職員全体の服務環境の適正確保を調整しなければなりませんが、その判断に裁量権の逸脱・濫用がある場合に、当該判定

が違法になると判示しました。その上で、遅 くとも本件判定の時点で、X が庁舎内の女性 トイレを自由に使用することについて、トラ ブルが生ずることは想定しがたく、特段の配 慮をすべき他の職員の存在が確認されてもい なかったとして、X が女性トイレを自由に使 用できないという不利益を課すことを正当化 する具体的事情がないことを最高裁は指摘し ました。そのため、本件判定のうちトイレ使 用を制限した部分は、X の不利益を不当に軽 視し、他の職員への配慮を過度に重視するも のであって、職員間の公平を欠き、職員の能 率の発揮等をさせず、職員全体の服務環境の 適正確保の調整が行われなかったとして、裁 量権の逸脱・濫用があり、違法であると最高 裁は判断しました。

裁量権の逸脱・濫用があると判断するに当 たって最高裁が挙げた事実は、(i) X は日常 的に相応の不利益を受けている(性自認が女 性であり性同一性障害の診断を受けている が、男性トイレ又は執務室から 2 階以上離れ た女性トイレの使用しか認められていな い)、(ii)健康上の理由で性別適合手術を 受けていないが女性ホルモンの投与等を受け ていて、性衝動に基づく性暴力の可能性は低 い旨の医師の診断書も受けている、(iii)説 明会後に X が女性の服装で勤務し、執務室か ら 2 階以上離れた女性トイレを使用するよう になったことでトラブルが生じたことはな い、(iv)説明会において X が執務階の女性 トイレを使用することに明確に異を唱える職 員はいなかった(数名の女性職員が違和感を 抱いているように担当職員には見えた)、

(v) 説明会から本件判定までの約4年10か月の間にXの女性トイレの使用について特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かの調査が行われておらず、トイレ使用制限の見直しを検討することもされていない、という、大きく5つの事実です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

#### 【検討・コメント】

本判決の意義は、入社後にトランスジェンダーであると職場に伝えて、性自認に従ったトイレの自由な使用をトランスジェンダー従業員が要望した場合に、雇用主である会社が職場環境配慮義務違反にならないように検討すべき要素が実質的に明らかにされたことです。

本判決は、国家公務員に対して省庁が負う 国家公務員法上の裁量・義務の内容を示した ものですが、その裁量・義務の内容は、職員 間の公平を確保して、職員の能力を発揮さ せ、職員全体の服務環境を適正に確保すると いうものです。会社が従業員に対して負う職 場環境配慮義務は、従業員が働きやすい良好 な職場環境を維持する義務(小河好美ほか 「情報集約型審理を目指して」判タ 1501 号 19 頁) であり、本判決の省庁が負う裁量・義 務の内容と実質的に重なる部分があります。 したがって、本判決で最高裁が違法の判断を する際に挙げた各事実の要素は、会社におい て同種ケースが発生した際に、会社が職場環 境配慮義務を遵守したというためにも検討す べきポイントになります。

トランスジェンダー従業員が性自認に従ったトイレを自由に使用することを要望してきた際に、何の確認もせずに直ちにその要望を認めることは、他の従業員に対する配慮義務違反になる可能性があります。そこで、まずはトランスジェンダー従業員の性同一性障害の診断書の有無、ホルモン投与の有無を確認しておくことが、会社に求められています。

次に、入社後にトランスジェンダーであることを明らかにして性自認に従ったトイイト自由に使用することを求める場合には、特との事情がない限り、当該従業員の同意の同意の同意ので、影響を受ける従業員に対しての説明で、影響を受ける従業員に対しての説明では、影響を受ける従業員に対しての説明では、下ランスジェンダー従業員が性自認に、下の確認、反対の場合にはその理由の聴取に対する特段の事情の有無の確認、反対する従業員に対する情報共有等を行うことです。

さらに、以上の各種の確認を会社が行って

いる間は、トランスジェンダー従業員の執務 室の同僚が利用していないトイレを使用する ようトランスジェンダー従業員に指示するこ とも、暫定的な激変緩和措置としては許容さ れると思われます。

なお、本判決の法廷意見では、自認する性別に沿った社会生活を送る利益が法的利益であるかどうか、という一審及び原審での争点に対して判断をしていません。これは、同争点が結論に影響を及ぼす国家賠償法に基づく損害賠償請求が原審で確定し、本判決では同損害賠償請求が審理されなかったためと思われます。

以上

#### 記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

#### 【裁判例紹介】

#### 精神障害発覚による退職勧奨が人格的利益を損なう ものとして違法とされた事件

- 中倉陸運事件

(京都地判令和5年3月9日、労働判例1297号124頁)



Natsuki Yamato Asuka Imai



大和 奈月



【Point】退職勧奨行為について、Xの自由な意思決定を阻害したものとまで評価できないが、 障害者である X の人格的利益を損なうものであるとして不法行為の成立を認めた事

#### 【事案の概要】

本件は、Y 社にトラックの乗務員として令 和2年8月1日から雇用され就労を開始した X が、同月 4 日に精神障害等級 3 級の認定を 受けている旨の書類を提出したところ、即日 解雇されたが、この解雇は無効であるなどと 主張して、Y 社に対し、労働契約上の権利を 有する地位にあることの確認及び未払賃金等 の支払を求めるとともに、障害者を差別した 不当解雇あるいは違法な退職勧奨を受けたと して慰謝料 500 万円の支払を求めた事案で

案(控訴審係属中)

Xは、平成18年頃からうつ病に罹患し、平 成22年8月には精神障害等級2級、平成28 年 6 月には精神障害等級 3 級の認定を受けて いました。平成 29 年当時、X は、障害者雇用 枠の契約社員として食品会社に勤めていまし たが、正社員として働きたいと考え、令和 2 年 4 月頃 Y 社の採用に応募しました。採用活 動に際して X は、Y 社に対し、履歴書、健康 診断報告書、健康診断個人票、診断書等を提 出しましたが、いずれにも精神障害等級 3級 の認定を受けている旨の記載はありませんで した(ただし、履歴書には「健康状態は良好 ではあるものの持病がある為、月に 1 日通院 しております」との記載、診断書には「うつ 病、高血圧、高尿酸血症、糖尿病、胆石症、 左腎嚢胞、左副腎腫瘍」「上記にてフォロー 中であるが就労可能であることを証明しま す。」との記載がありました。)。

X は、食品会社を「一身上の都合」で退職 したあと、令和2年8月1日からY社に雇用 され、同月4日に「精神障害3級 交付日平 成 29 年 9 月 29 日」との記載がある扶養控除 等申告書を提出したところ、Y 社は「服薬等 があるならば、雇用を継続することは難し い」との意向を示し、X に対し退職手続のた めに後日出社するよう求めました。同月 6 日

に出社した X は、Y 社からの貸与品を返還し た上、同月 1 日から 4 日までの賃金を受領 し、退職届の日付欄に「2020年8月6日」、 退職事由欄に「一身上」と記載するなどした 上、署名捺印してこれを提出しました。

なお、Y社は、令和2年12月1日、京都七 条公共職業安定所より、X について障害者で あることを理由として退職勧奨の対象とし (障害者差別)、不当な退職勧奨を行い、こ れにより心理的な外傷を与えた(心理的虐 待)として、障害者雇用促進法」に基づく改善 措置等を求める行政指導を受けています。

主たる争点は、①労働契約の終了事由(解 雇か退職合意か)、②退職合意の心裡留保・ 錯誤の有無、③退職勧奨行為についての不法 行為の成否です。

#### 【判断の概要】

- (1) 争点①について、Xは、令和2年8月4 日に雇用継続が難しい旨の意向を告げられた 際、Y 社に「クビ」なのか尋ねたところ、Y 社から「そういうことになる。本社からの指 示である」と告げられた(=すなわち解雇で ある)と主張しておりましたが、Xの供述を 裏付ける客観的証拠はなく、X が退職届を提 出した経緯に照らせば、X の主張は採用でき ないと判断されました。
- (2) 争点②について、X は、自身に退職の意 思がないことを認識しながら、事務的な手続 のためのものとして退職届を作成・提出した もので心裡留保に当たる、X には退職届作 成・提出に対応する意思を欠く錯誤がある、 Y社から令和2年8月4日に解雇されたもの と誤認して退職届を作成・提出したから動機 の錯誤があるなどと主張しておりましたが、 X は、前職において「一身上の都合」と記載 した退職届を提出していたことや本件退職届 が提出された経緯などから、Xは、退職届を

<sup>1</sup> 正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)」

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

作成、提出した際にも、その意味するところを十分に理解していたとして、Xの退職届の作成・提出につき、心裡留保等の意思の欠缺があるとは認めませんでした。

(3) 争点③について、退職勧奨行為自体は、 その具体的内容や態様、これに要した時間等 からみて、「執拗に迫って X に退職の意思表 示を余儀なくさせるような行為であったとま でいうことはできず」、「退職に関する X の 自由な意思決定を阻害するものであったとは 認め難い」としつつも、Y 社は、「X が精神 障害等級 3 級との認定を受け、通院して服薬 治療を受けていることのみをもって、その病 状の具体的内容、程度は勿論、主治医や産業 医等専門家の知見を得るなどして医学的見地 からの業務遂行に与える影響の検討を何ら加 えることなく、退職勧奨に及んだもの」であ り、「障害者である X に対して適切な配慮を <u>欠き、X の人格的利益を損なうものであっ</u> <u>て、不法行為を構成する」</u>として、Y 社に対 し、慰謝料80万円の支払を命じました。

#### 【検討・コメント】

(1) 争点①に関して、当事者の意思による労働契約の終了の法的形式としては、(i) 解雇(使用者の意思に基づく解約)、(ii) 辞職(労働者の意思に基づく解約)、(iii) 合意解約(解約の申込みに対する承諾)の3つに整理できます。(i) 解雇か(iii) 合意解約の申込みかが争われた裁判例はそれほど多くはありませんが、解雇が使用者の一方的な意思による労働契約の終了であることからすると、曖昧な事実関係の下での解雇の意思表示の存否については、否定的に判断されているものが多いようです。

本判決は、そもそも X が主張していたやり 取りが事実として認定されなかったため、

- (i) 解雇ではなく(iii) 合意解約の申込みであると判断されました。
- (2) 争点②に関して、退職の意思表示 ((ii) 辞職と(iii) 合意解約の申込みを含み

ます。)は、心裡留保(民法 93 条)、錯誤(民法 95 条)、詐欺又は強迫(民法 96 条)等の意思表示の瑕疵がある場合、無効又は取消しとなります。

本判決は、X が過去に複数回退職届を提出して退職した経験があることや、本件の退職届が提出された経緯に照らして、意思表示の瑕疵はないと判断されました。

なお、これまでに意思表示の瑕疵があるとされた裁判例としては、労働者が反省の意を強調するためだけに退職願を提出したが、使用者もその趣旨を知りつ退職願を受領したという場合の退職願の意思表示は心裡留保という場合の退職の意思表示は心はなけれたものがあるとはで、客観的な錯誤があるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとになりがあるとして退職の意思表示が無効であるとに対したものがあるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとして退職の意思表示が無効であるとしたものがあります。

(3) 争点③に関して、これまでの裁判例6に よると、いわゆる退職勧奨行為は、「労働者 の自発的な退職意思の形成を働きかけるため の説得活動」であり、「労働者の自発的な退 職意思を形成する本来の目的実現のために社 会通念上相当と認められる限度を超えて、当 該労働者に対して不当な心理的圧力を加えた り、又は、その名誉感情を不当に害するよう な言辞を用いたりすることによって、その自 由な退職意思の形成を妨げるに足りる不当な <u>行為ないし言動</u>」がされた場合など、反強制 ないし執拗な退職勧奨行為は、不法行為が成 立するとされています。そのため、たとえ ば、面談時において、労働者が退職勧奨に応 じない意思を明確にしたにもかかわらず、繰 り返し又は長時間にわたり退職を勧めた場合 には、違法と判断される可能性があるため、 注意が必要ですっ。

 $<sup>^2</sup>$  裁判例としては東京地判昭和 63 年 7 月 19 日労判 533 号 101 頁等。また文献としては清正寛「労働契約の合意解約と退職勧奨」季刊労働法 165 号 6 頁。

<sup>3</sup> 東京地決平成4年2月6日 [昭和女子大学事件] 労判610号72頁

<sup>4</sup> 横浜地裁川崎支判平成 16 年 5 月 28 日 〔昭和電線電纜事件〕 労判 878 号 40 頁

<sup>5</sup> 松江地裁益田支判昭和 44 年 11 月 18 日〔石見交通事件〕労民 20 巻 6 号 1527 頁

 $<sup>^6</sup>$ 京都地判平成 26 年 2 月 27 目 〔エム・シー・アンド・ピー事件〕労判 1092 号 6 頁

<sup>7</sup>なお、前掲6の裁判例では、退職勧奨の対象となった労働者が退職に消極的な意思を表明した場合に直ちに退職勧奨の説得活動を終了しなければならないわけではなく、在籍し続けた場合のデメリットや退職した場合におけるメリットについて、具体

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

本判決も、上記裁判例に倣い、退職勧奨行為の具体的内容、態様、時間等8を考慮して「<u>退職に関する X の自由な意思決定を阻害するものであったとは認め難い</u>」と判断しました。一方で、退職勧奨に至る経緯において、「病状の具体的内容、程度は勿論、主治医や産業医等専門家の知見を得るなどして医学的見地からの業務遂行に与える影響の検討を何ら加えることなく、退職勧奨に及んだ」ことが、「障害者である X に対して適切な配慮を欠き、X の人格的利益を損なうものであっ」たとして不法行為を認めました。

障害者雇用促進法は、障害者の募集、採用、待遇について、障害者に対する差別を禁止しています(同法 34 条及び 35 条)。また同法 36 条を受けて策定された障害者差別禁止指針(平成 27 年厚生労働省告示第 116 号)によると、障害者への退職勧奨に関し、障害者であることを理由として退職勧奨の対象とすることや、その条件を障害者に対してのみることや、その条件を障害者に対してのあることを理由とする差別に該当して違法であることを理由とする差別に該当して違法であることを理由とする差別に該当して違法である。

本判決は、障害者である労働者に対して退職勧奨を行う場合には、労働者の自由な意思決定を阻害しないような態様で行うことのほか、障害者雇用促進法及び障害者差別禁止指針に則した配慮をする必要があること(本件に即して言えば、たとえば医学的見地から高でした。とれば医学の見地から、合理的配慮をしてもなお職務遂行に安全上その他の懸念が残るかという点の検討を慎重に行ってから退職勧奨を行うか否かの判断をする必要があるものと思われます。)を示唆しており、実務上参考になる事案といえます。

以上

#### 記事一覧に戻る

的かつ丁寧に説明又は説得活動をし、真摯な再検討や翻意を促すことは、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した態様でなされたものでない限り、当然に許容されるとされています。

<sup>8</sup> 宇都宮地判令和5年3月29日〔栃木県県知事(土木事業所職員)事件〕労判1293号23頁では、面談時の労働者の健康状態や病状等も考慮して判断されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

#### 【ご紹介】

#### セミナー及び執筆情報



#### 近時行われたセミナー

テーマ:メンタルヘルス不調への対応と休職・復職の実務

~使用者の「法的義務」の観点からのアプローチ~

日 時:2024年3月9日(土)13:30~16:30

講演者: 菰口 高志

主 催:関西福祉科学大学 EAP 研究所

#### 近時行われるセミナー

テーマ:働き方改革の現状と2024年問題

日 時:2024年6月29日(土)14:00~17:10

講演者:大和 奈月

主 催:日本産業衛生学会近畿地方会学術集会

#### 執筆情報

タイトル: 遊筆-労働問題に寄せて 生成 AI と働くということ

著 者: 牟礼 大介

掲 載 誌:「労働判例」第 1299 号 2 頁

出版日:2024年2月15日

出 版 社:株式会社産労総合研究所

タイトル:職場におけるがん検診推進の背景と課題

~法定外健康情報の取扱いの適正化へ向けた序論~

著 者:菰口 高志

掲 載 誌:「産業保健法学会誌」2巻(2023)2号21頁

出版日:2023年12月30日

出 版 社:一般社団法人日本産業保健法学会

タイトル:多職種で考える、産業保健の失敗学(横河電機事件)

著 者:菰口 高志

掲 載 誌:「産業保健法学会誌」2巻(2023)2号70頁

出版日:2023年12月30日

出 版 社:一般社団法人日本産業保健法学会

#### 記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、 海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。